

12月19日(金) 18:30~20:30

会場：静岡県評会議室



第98回定例研究会

だれでも参加できます

# 障害年金をめぐる 新たな展開について

報告者：磯野 博 氏

(日本医療総合研究所 協力研究員)

## これからの企画

### ◆第99回定例研究会

- ・日時…1月16日(金)  
18:30~
- ・会場…静岡県評会議室

### ◆春のシンポジウム

- ・日時…4月25日(土)
- ・会場…静岡労政会館

## 障害年金の3つの受給要件を中心にして

「障害者権利条約」が、2012年12月、日本の国会において全会一致で批准が決議され、2013年2月19日に発効されました。「権利条約」では、障害者が「障害による差別なしに社会保障を享受する権利を有する」ことを謳っています。この趣旨を踏まえ、障害年金のあり方を含めた障害者の所得保障は重要な課題です。

障害年金は、「保険料の納付期間」「障害の認定」「公的年金の加入」という、3つの受給要件を満たさなければ不支給となってしまいます。最近の判例（大阪地裁、2014年7月31日）では、障害年金の不支給決定に対して、不支給決定を取り消し、障害年金を支給するよう命じた画期的な判決が下り確定しています。

※連絡先：〒422-8062 静岡市駿河区稲川 2-2-1 コハラサウスサイドビル7F（静岡県評内）  
静岡県労働研究所 TEL 054-287-1293 FAX 054-286-7973

メール [roudouadv@wave.wbs.ne.jp](mailto:roudouadv@wave.wbs.ne.jp) ホームページ <http://www.geocities.jp/shizuokarouken/>